

# 川棚町地域防災計画書

(原子力災害避難受入計画)

平成26年6月（修正）

川棚町防災会議



## 目 次

第1章 総則	
計画の目的	1
第2章 災害予防対策計画	
第1節 通信情報の計画	1
第2節 緊急時モニタリング実施計画	1
第3節 広域防災体制計画	1
第4節 避難収容活動体制計画	1
第5節 情報伝達計画	2
第6節 住民への普及・啓発、防災研修、防災訓練に関する計画	2
第3章 災害応急対策計画	
第1節 活動体制計画	2
第2節 緊急時モニタリング計画	2
第3節 避難計画	3
第4節 医療活動計画	3
第5節 情報伝達活動計画	3
第6節 文教対策計画	3
第4章 災害復旧対策計画	
第1節 風評被害等の影響の軽減	3
第2節 心身の健康相談活動	3
第3節 放射性物質による汚染の除去等	3



# 第1章 総則

## 計画の目的

この計画は、福島第一原子力発電所における原子力災害を踏まえ、玄海原子力発電所で同様の原子力災害が万が一発生した場合及び、原子力災害に至る可能性がある異常事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合に、本町が避難受入となることから初動体制を円滑に実施し原子力災害から保護することを目的とする。

なお、本計画に定めのないものは、町地域防災計画等に基づくものとする。

# 第2章 災害予防対策計画

## 第1節 通信情報の計画

町は、緊急時に情報収集・伝達ができるよう、通信手段を整備するとともに、避難計画策定市との情報の収集・連絡体制を整備する。

## 第2節 緊急時モニタリング実施計画

町は、緊急時において、県及び避難計画策定市とモニタリング活動ができるよう、協力体制を整備する。

## 第3節 広域防災体制計画

町は、広域的な応援体制の整備に努めるとともに、必要に応じ相互応援協定等の締結に努める。

## 第4節 避難収容活動体制計画

1. 避難収容予定場所は、次のとおりとする。

避難場所	所在地	電話	床面積(m <sup>2</sup> )	給食施設有無	施設管理責任者
川棚高等学校体育館	白石郷	82-2801	1,535	無	校長
中央公園	下組郷		23,000	〃	町長
勤労者体育センター	下組郷	82-5048	1,930	〃	教育長
総合文化センター	中組郷	82-2064	7,643	有	〃
柔剣道場	中組郷		400	無	〃
石木小学校体育館	石木郷	26-6240	612	〃	〃
小串小学校体育館	小串郷	26-6220	612	〃	〃
川棚小学校体育館	中組郷	26-6230	650	〃	〃
川棚中学校体育館	中組郷	82-2054	1,584	〃	〃
いきがいセンター	下組郷	82-2121	1,553	有	社会福祉協議会
東部地区コミュニティセンター	石木郷		159	無	東部地域振興協議会
川棚港緑地	百津郷		93,000	無	長崎県(港湾管理者)



2. 町は、避難者を受け入れる避難所等について、町広報誌等を通じ、日頃から住民への周知徹底を図る。

## 第5節 情報伝達計画

住民等に対し災害情報等を迅速かつ適切に伝達するための体制の整備を図る。

## 第6節 住民への普及・啓発、防災研修、防災訓練に関する計画

町は、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、原子力災害時の避難受入れ等について、日頃からの広報活動を実施する。

また、町は、国及び関係機関による原子力防災に関する研修を活用し、職員の原子力防災体制の理解及び機器の習熟に努めるとともに、県、関係市町及び防災関係機関と連携した実践的な防災訓練を実施し、必要に応じ、防災体制の見直しに取り組む。

# 第3章 災害応急対策計画

## 第1節 活動体制計画

特定事象等が発生した場合は、町は、県から連絡を受け、速やかに関係機関に必要な事項を伝達するものとする。

また、町は、速やかに必要な体制をとるとともに、関係機関と密接な連携を図り、避難所の設置等、必要な支援を行う。

町は、特定事象発生の連絡を受けた場合の災害対策本部等の設置基準は、以下のとおりとする。

### (1) 災害警戒本部

町は、特定事象発生の通報を受けた場合又は町長が特に必要と認めた場合、総務課長を本部長とする災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、県、関係市町及び防災関係機関と連携をとり、警戒体制をとるものとする。

### (2) 災害対策本部

町は、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合又は町長が必要と認めた場合は、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

## 第2節 緊急時モニタリング計画

町は、必要に応じ、県が実施する緊急時モニタリング活動に協力する。



### **第3節 避難計画**

町は、避難を受け入れる場合、避難計画策定市の避難計画に定める避難所を提供し、避難所における避難計画策定市の職員の補助等、必要な協力を行う。

### **第4節 医療活動計画**

町は、避難所等における住民の健康管理に配慮し、県が行う汚染検査等の緊急被ばく医療に協力する。

### **第5節 情報伝達計画**

町は、事故・災害等の概況及びモニタリング結果等について、住民等へ情報提供を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は、誤情報の拡散抑制に努める。

なお、情報提供にあたっては、災害時要援護者に配慮する。

### **第6節 文教対策計画**

避難者の収容避難施設となった公立の学校等は、町長からの要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、避難所を設置し、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営に協力し支援する。

学校等は、的確な情報の把握を行い、原子力災害における児童・生徒の安全を確保するとともに、学校施設の管理及び円滑な学校教育の実施に努める。

## **第4章 災害復旧対策計画**

### **第1節 風評被害等の影響軽減**

原子力災害による風評被害等の影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通促進及び観光地の安全性のアピールのための広報活動を行う

### **第2節 心身の健康相談活動**

住民等に対し、放射線被ばくへの不安等に関する相談を含め、心身の健康に関する相談活動を行う。

### **第3節 放射性物質による汚染の除去等**

町に関連する放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業が必要となった場合は、町は、県、国、関係市町、原子力事業者、その他防災関係機関と連携してその支援に努める。

